

お知らせ（予納郵券の取扱いについて）

鹿児島地方裁判所債権執行係における、債権差押命令申立ての際の予納郵便切手の内訳と額が次のとおり変更されましたので、お知らせします。

この取扱いは、令和5年10月1日申立てのものから適用されます。

債権者・債務者・第三債務者各1名の場合

1,250円（内訳 500円×2枚、100円×2枚、50円×1枚）×1組、

1,204円（内訳 500円×2枚、100円×2枚、2円×2枚）×1組、

94円×1組

〔陳述催告をする場合は、次の郵券を追加〕

564円（内訳 500円×1枚、50円×1枚、10円×1枚、2円×2枚）×1組、

84円×1組

（合計 3,196円）

債務者が1名増すごとに次の郵券を追加

1,204円（内訳 500円×2枚、100円×2枚、2円×2枚）

第三債務者が1名増すごとに次の郵券を追加

（564円及び84円は陳述催告をする場合のみ）

1,250円（内訳 500円×2枚、100円×2枚、50円×1枚）＋

564円（内訳 500円×1枚、50円×1枚、10円×1枚、2円×2枚）＋

84円

- (1) 上記金額を執行費用として計上できます。
- (2) 目録の枚数等により郵便物の重量が重くなった場合、不足郵便切手を追納していただく場合があります。
- (3) 債権者宛返信用封筒を第三債務者の人数＋1名分提出していただきますようお願いいたします。

鹿児島地方裁判所民事第3部債権執行係